

戸籍課窓口混雑緩和に向けたサービスの御案内について【情報提供】

1 趣旨・概要

毎年3月・4月の区役所窓口は、引越しなどの手続で窓口が大変混みあい、来庁者の皆様にも御迷惑をおかけしています。

横浜市では、「書かない、待たない、行かない区役所」の実現に向けてオンライン手続等を推進しており、自宅等において短時間で行うことができる手続や、区役所滞在時間を短縮することができるサービスについて、御案内いたします。

2 依頼事項

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 引越しに関するオンライン手続等

(1) 市外への引越し

マイナンバーカードを使ってオンラインでの手続（転出届）が可能です。
また、マイナンバーカードをお持ちでない方は郵送での手続も可能です。

(2) 市内での引越し

引越し前の区での手続（転出届）は不要です。

新しい居住区の窓口で転出届と転入届を一括提出（窓口のみ）。

※日曜・祝日の翌日や土曜開庁日は大変混みあいます。

4 受付番号（窓口）の事前 WEB 発券

転入や印鑑登録など窓口での手続が必要な場合は、事前に WEB 上で受付番号を発券。区役所での滞在時間を短縮できます。

5 住民票などのコンビニ交付

住民票や印鑑登録証明書は、マイナンバーカードを使ってコンビニで取得可能です。窓口よりも50円安く、区役所の閉庁時間でも利用できます。

区役所(2階)にも証明発行端末機（マルチコピー機）を設置しています（区役所開庁時間のみ利用可能）。



6 添付資料

戸籍課サービス案内チラシ

担当：金沢区役所戸籍課登録担当

TEL：045-788-7734

Email：kz-koseki@city.yokohama.lg.jp

金沢区役所戸籍課サービス案内

3月・4月は窓口が大変混雑します

TEL 045-788-7734

～横浜市外へお引越しの方～

オンライン転出なら

準備するものは
マイナンバーカード
とスマホだけ！



10分で完了

来庁不要

詳しくはこちら



～窓口での手続が必要な方～

窓口の受付番号札が

待ち時間短縮
スマホで簡単



WEB発券できます

詳しくはこちら



～証明書の取得が必要な方～

住民票などの証明書は

住民票 1通250円
(窓口より50円安い！)



コンビニで！

詳しくはこちら



金沢区地区連合自治会町内会会長 様
金沢区自治会町内会会長 様

金沢区福祉保健課長

令和8年民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年12月1日付委嘱の民生委員・児童委員の選任につきまして、ご協力いただきありがとうございました。

令和8年は、7月及び12月に欠員補充を行います。つきましては、欠員がある自治会町内会におかれましては、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長のご協力をお願いいたします。

なお、令和8年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は一斉改選（令和10年11月30日）までとなります。

1. 令和8年7月1日付委嘱

- (1) 推薦依頼 2月下旬（該当自治会町内会へは、個別に依頼書類を送付）
- (2) 推薦準備会開催 3月から4月
- (3) 推薦関係書類提出期限 4月20日（月）

担当 金沢区役所福祉保健課
池村、山木、小野
電話 788-7820 FAX 784-4600

令和 8 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 8 年 7 月 1 日付・12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 8 年 3 月～4 月 令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 8 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料3「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料4「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料3 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料4 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：健康福祉局地域支援課 阿部
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	区から連合、地区あて依頼 区より推薦関係書類を連合・地区あてに送付
	中旬	
	下旬	
3 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催
	中旬	
	下旬	
4 月	上旬	自治会・町内会から区への書類提出締め切り（4 / 2 0）
	中旬	
	下旬	
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申
	中旬	
	下旬	
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催、市長より厚生労働大臣に推薦 厚生労働大臣あて推薦
	中旬	
	下旬	
7 月	上旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱
	中旬	
	下旬	

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,500 円 （令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

	項目	金額（円）	
横 浜 市 共 通	市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
	市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
	市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
	全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
	全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
	関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
	横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
	金沢区社会福祉協議会会費	1,000	区社会福祉協議会会費（主に区社協の法人運営費、各種委員会の活動費）に充当
金 沢 区	金沢区民児協共励会費	1,000	民生委員の見舞金・弔慰金、退任慰労金を支給
	合計	9,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和8(2026)年 4月1日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」



具体的には
こんな感じです

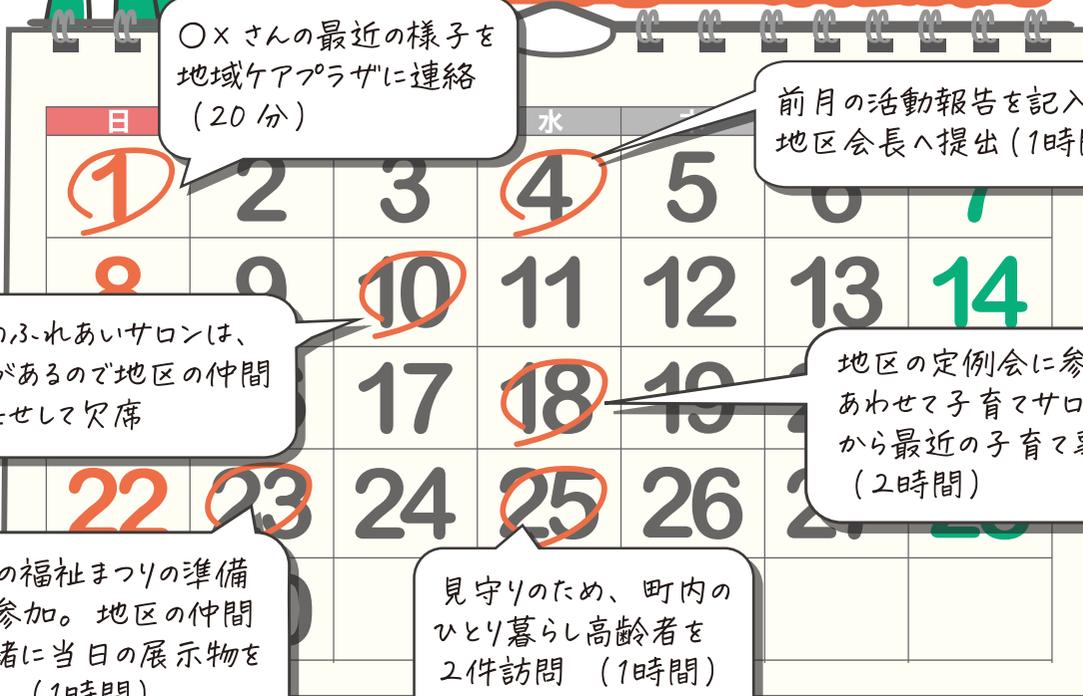
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



○×さんの最近の様子を
地域ケアプラザに連絡
(20分)

前月の活動報告を記入し、
地区会長へ提出(1時間)

○○のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる (1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-788-7820) へご相談ください。

令和7年1月発行

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きながらのたばこの火によるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はありません	22%
歩きながら	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。



特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和 7 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

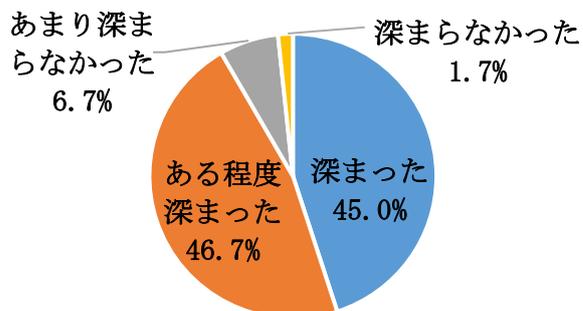
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270 人

<アンケート結果>

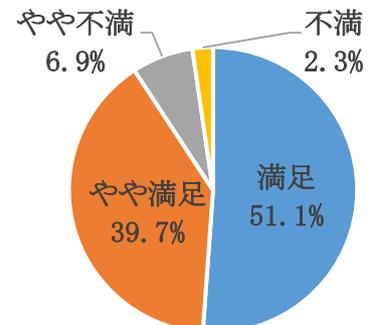
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、『特別市』の法制化の実現」を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026 (令和8年)

3/22日

13:30~15:30 (開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料 定員300名
(事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

山中 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー

参加申込は
こちら



山中 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授



指定都市市長会



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

自治会町内会長 様

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。）

※皆様にできるだけ早く広報紙をお届けするため、効率的なルートで配送をしております。そのため、配送日の指定は、お受けいたしかねます。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和8年10月と令和9年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

- ・右記二次元コード(横浜市電子申請・届出システム)から(推奨)
- ・金沢区区政推進課広報相談係へ Tel788-7722 または FAX784-9580



※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。添付の「変更連絡票」をFAX送信していただいても結構です。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：金沢区区政推進課広報相談係

Tel788-7722 FAX784-9580

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1 月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2 回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

- ① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬
- ② 発送方法：配送ルート便
- ③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実行するため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課 担当 栗田、石栗 電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局、金沢区） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用。各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	3月区連会 （区総務課）
金沢防災えんづくり補助金	金沢区独自に交付。町の防災上の課題解決を目的とする防災活動にかかる経費への補助（詳細は3月区連会で説明）	4～7月（予定） 区総務課	3月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型 500 灯、鋼管ポール型 36 灯の新設
(申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内)

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部
(約1/2)を市で負担します。(申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定)

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

連合自治会町内会 会長 様

令和8年度共同募金運動への協力依頼について

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の9割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申し上げます。また、令和8年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 依頼事項

令和8年度共同募金運動への自治会・町内会を通じた戸別募金へのご協力

2 実施時期

令和8年10月1日から12月31日まで

3 目標額

¥26,250,000-

(内訳) 広域計画分 ¥ 9,750,000-

地域計画分 ¥ 16,500,000-

※一世帯あたり目安額 390円

(令和7年度同額 具体的な協力依頼は別途行います)

4 添付資料

(1) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績

(2) 令和7年度共同募金実績 (中間報告)

横浜市金沢区社会福祉協議会内

担当：古谷野・村上

TEL 788-6080

FAX 784-9011

令和7年度共同募金実績(中間報告)

令和8年2月5日 現在

	地 区 名 (連合町内会名)	一般募金(円)	年末たすけあい募金(円)
1	富岡第一地区連合町内会	586,710	261,600
2	富岡第二地区連合町内会	681,840	323,190
3	富岡第三地区連合町内会	814,050	359,594
4	能見台地区連合町内会	834,496	411,926
5	金沢シーサイドタウン連合自治会	1,103,115	651,929
6	金沢東部地区連合町内会	539,301	255,636
7	金沢中部地区連合町内会	566,827	299,056
8	金沢南部地区連合町内会	1,176,070	522,920
9	金沢地区連合町内会	821,439	461,971
10	六浦東地区町内会連合会	544,035	265,500
11	六浦地区連合町内会	736,324	345,403
12	六浦西地区町内会連合会	1,963,454	1,038,339
13	釜利谷地区連合町内会	1,757,327	921,693
14	地区連合町内会未加入団体	371,290	177,925
	合 計	12,496,278	6,296,682

赤い羽根共同募金

寄付と配分のしくみと実績

<参考>

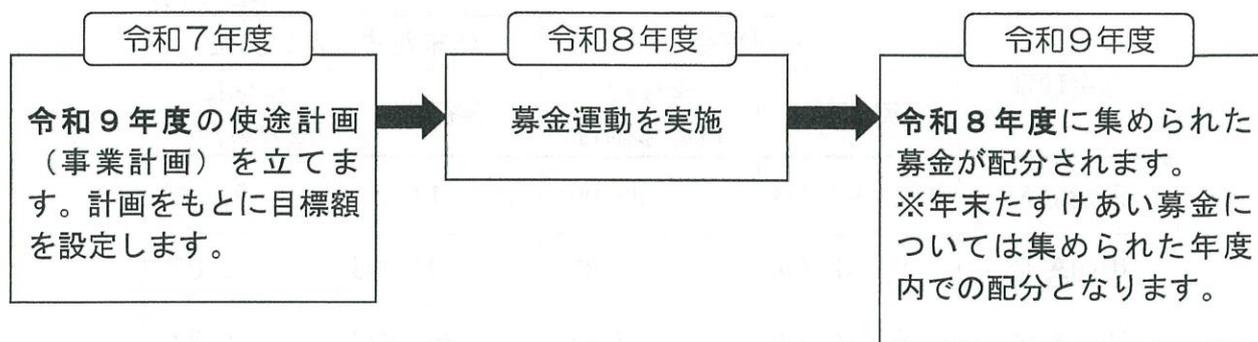


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



【募金の種類】

一般募金（運動期間 10月1日～12月31日）		年末たすけあい募金 （運動期間 12月1日～31日）
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、地域福祉推進事業を行うとともに、社会福祉活動団体等へ配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分を行うための募金目標額</u> です。

2. 募金実績（令和6年度）

（1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億3,523万6,106円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	214,333,169	661,206,577
県全体に占める割合	32.42%	100%
年末たすけあい募金（円）	120,902,937	312,884,337
県全体に占める割合	38.64%	100%
募金総額（円）	335,236,106	974,090,914
県全体に占める割合	34.42%	100%

（2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

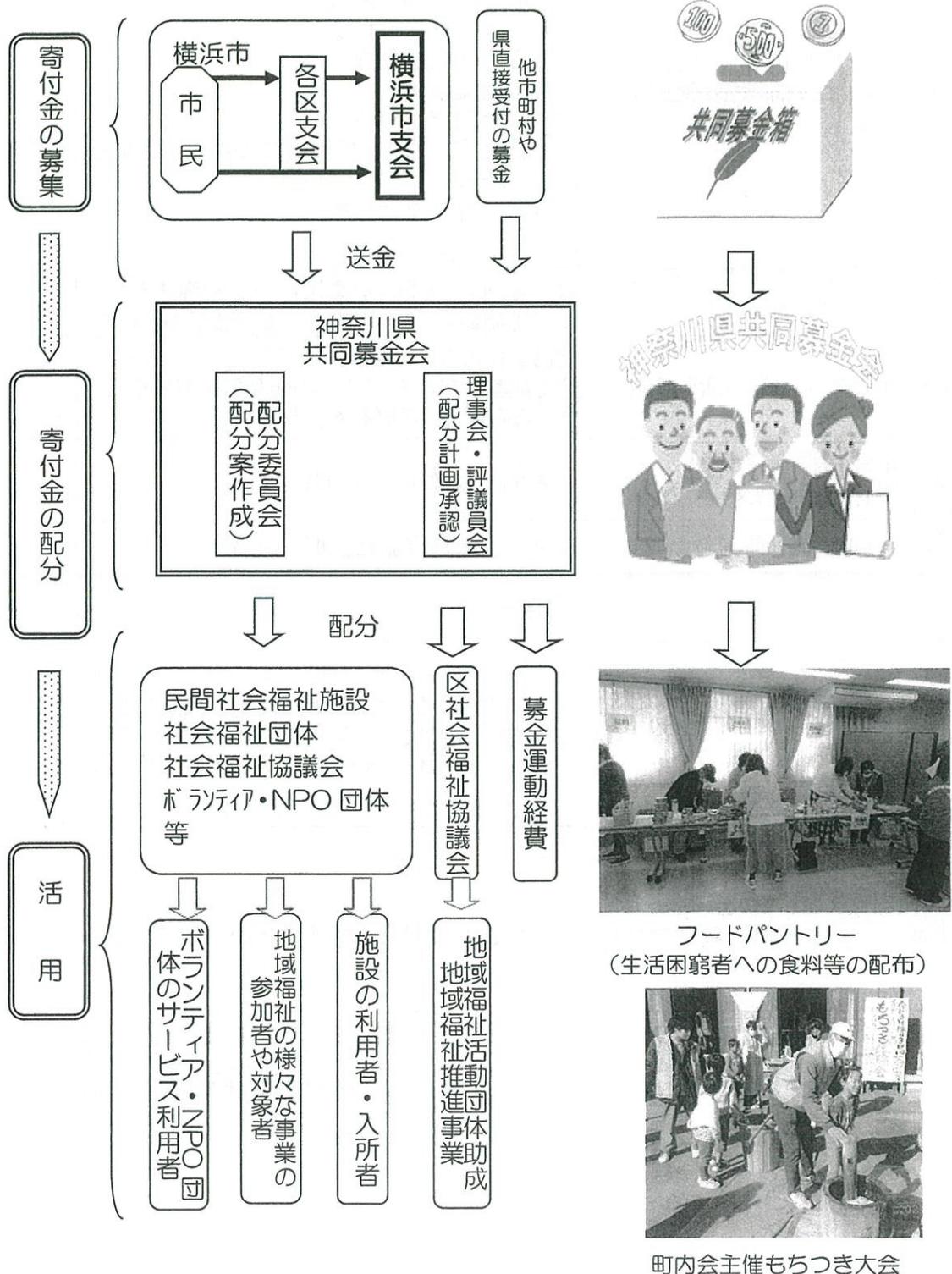
<横浜市内募金種別実績>

(単位：円)

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	182,190,734	85.00%	118,313,381	97.86%
街頭募金	8,181,768	3.82%	37,095	0.03%
法人募金	6,134,559	2.86%	258,873	0.22%
職域募金	5,487,171	2.56%	543,778	0.45%
校内募金	1,053,549	0.49%	77,912	0.06%
イベント募金	2,122,114	0.99%	0	0.00%
その他	9,163,274	4.28%	1,671,898	1.38%
合計	214,333,169	100.00%	120,902,937	100.00%

3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



4. 寄付金の使途

令和5年度にお寄せいただいた一般募金は令和6年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和6年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の配分額 (円)
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等	111,119,756
②	社会福祉施設利用者支援のための機器整備等	保育所のトイレ改修工事 障害者施設の授産事業用トラック整備事業 障害者施設の業務用冷凍冷蔵庫整備事業等	32,180,000
③	社会福祉団体の活動支援	里親会による研修会開催事業 児童養護施設の子どもの作品展等開催事業 いのちの電話広報啓発事業等	29,200,000
④	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	15,930,000
⑤	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,300,000
合計			215,729,756

令和6年募金(令和6年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	62,859,467
--------------------------------------	---	------------

令和5年募金(令和6年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあいから、横浜市内の社会福祉団体に配分されました。	25,945,910
--	------------

共同募金に関する問い合わせ先
 神奈川県共同募金会 横浜市支会
 電話：201-8617

令和8年度日本赤十字社会費募集及び資材調査について

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和8年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 趣旨

日本赤十字社は、災害救護体制の整備、社会福祉活動の推進、国内・国外救援活動、救急法等の講習、献血事業など幅広い活動を展開しています。

これらの活動を支える資金は、個人や法人から拠出していただく会費によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集に対する御協力をお願いしております。

2 御依頼事項

(1) 令和8年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和8年度募集依頼額

横浜市：208,593,000円（前年度同額）

イ 会費の一世帯あたりの金額（参考額）

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施時期

令和8年5月(赤十字運動月間)～令和8年12月末日まで

4 会費募集に伴う必要資材の調査について

令和8年3月上旬に各自治会・町内会長宛に郵送にて資材調査の依頼をさせていただきます。

(参考資料)

令和7年度日本赤十字社神奈川県支部会費募集チラシ（A4版）

※令和8年度のチラシに関しては5月区連会にて改めて配布させていただきます。

社会福祉法人
横浜市金沢区社会福祉協議会
担当：長島
TEL：788-6080
FAX：784-9011



令和6年能登半島地震災害における
神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)
©渋谷敦志

苦しんでいる人を救いたい

あなたのご寄付は、災害救護活動をはじめ防災・減災の普及啓発やボランティアの育成など、カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。

例えば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円で
毛布1枚

災害時、避難所
などでの生活に。



4,000円で
援護物資

県内各市町村に配備
し、火災・風水害など
の被害にあった方に
お届けします。



5,000円で
緊急セット

避難所生活時に
必要となる物が
収納されています。



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

令和5年度 決算報告

令和7年度 事業予算

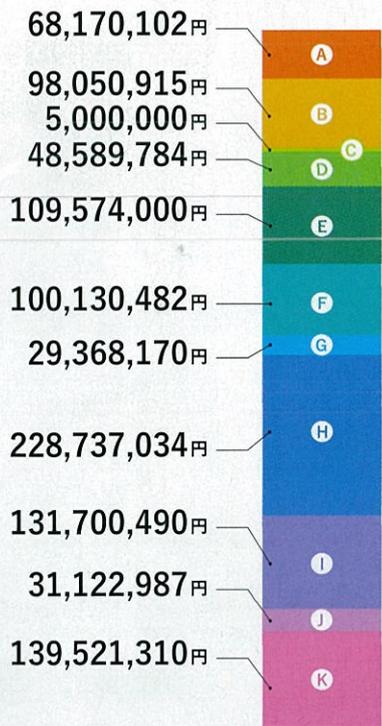
決算合計 **989,965,274円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

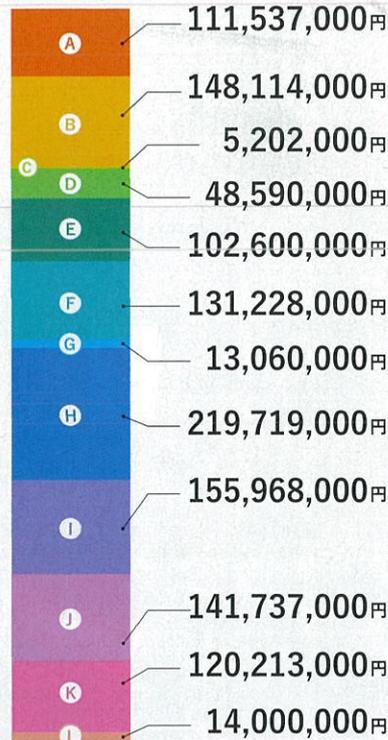


予算合計 **1,211,968,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



- Ⓐ 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- Ⓑ 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- Ⓒ 国際開発協力事業
- Ⓓ 災害救護に必要な医療機器の整備
- Ⓔ 各市区町村における赤十字活動
- Ⓕ 会費募集、広報など
- Ⓖ 看護師確保のための奨学金など
- Ⓗ 災害発生時や施設、設備の改修整備のための積立金など
- Ⓚ 管理経費
- Ⓛ 支部社屋の修繕計画に基づく大規模修繕や維持管理経費など
- Ⓜ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- Ⓝ 予備費



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。
 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。
 ※令和5年度(決算)が決算書の数値と異なるのは、個人住民税控除対象救援金送金分を含めていないため。

活動資金

日本赤十字社が
実施する人道的活動へ

義援金

義援金配分委員会を通じて
被災地の方々の生活支援へ

海外救援金

被災した国の
赤十字社・赤新月社が実施する
緊急救援活動等へ

の違いについて

会費(活動資金)は、
様々な方法でご寄付いただけます。



郵便局・銀行での
ご協力



口座振替



Webで気軽にすぐできる!

クレジットカード

申し込み
フォーム

